

株主代表訴訟に関する検討

第1 株主による資料収集

株主による責任追及等の訴えの要否の判断や当該責任追及等の訴えに係る訴訟（以下「株主代表訴訟」という。）のために株主が行う資料の収集に関し、会社法の規律の見直しの要否について、どのように考えるか。

（補足説明）

株主代表訴訟においては、証拠となる資料の多くを会社が保有していることから、原告である株主は、会社法及び民事訴訟法に規定される方法やその他の方法を活用して資料を収集し、責任原因事実の具体的な内容を主張立証していくことが求められている（類型別306頁）。証拠の偏在の問題は、原告である株主による適切な訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮を通じて解消されることが期待されるが（類型別307頁参照），その前提として、株主に必要な資料を収集するための適切な手段が与えられているかという点については、検討を要する。

1 不提訴理由通知

会社法は、株主が株主代表訴訟を遂行する上で必要な訴訟資料を収集することを容易にするため（相澤会社法218頁），不提訴理由通知制度を設け、提訴請求をした株主が請求した場合には、会社は、当該提訴請求をした株主に対して、責任の有無又は義務の有無についての判断とその理由、当該「判断の基礎とした資料」を含む会社が行った調査の内容等を通知しなければならないとしている（会社法第847条第4項、会社法施行規則第218条）。「判断の基礎とした資料」とは会社が調査した資料の全てを意味するものではないと解されているが（相澤省令41頁），どのような資料が「判断の基礎とした資料」に該当するのかは必ずしも明らかではない。また、「資料」とは、資料の内容そのものではなく、資料の標目であると解されている（相澤省令41頁、42頁）。

不提訴理由通知制度に対しては、不提訴理由通知を通じて、社内の充実した調査が行われ、その結果が訴訟の審理に反映されることが期待されるという指摘がある（江頭不提訴3頁）。他方で、不提訴理由通知が簡素で形式的な内容のものとなる懸念があるという指摘や、不提訴理由通知にどこまでの情報を記載するかについて実務的に判断に迷うという指摘がある（高橋均37頁）。

2 不祥事における第三者委員会等の調査及び情報開示

上場会社において不祥事が発生した場合には、第三者委員会等による調査が行われ、その結果が公表されることも少なくないことから、上場会社の株主は、第三者委員会の報告書等からも必要な情報を収集することが可能な場合がある。日本弁護

士連合会の定める「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（以下「日弁連ガイドライン」という。）では、第三者委員会はステークホルダーに対して説明責任を果たす目的で設置されるものであること（日弁連ガイドライン第1部第1. 2）、第三者委員会の調査により判明した事実とその評価は、企業等の現在の経営陣に不利となる場合であっても、調査報告書に記載すること（同ガイドライン第2部第2. 2）などが定められている。

ただし、実際の第三者委員会等の調査及び報告書等の適切さについては、疑義がある場合もあるようである。例えば、第三者委員会報告書格付け委員会（日弁連ガイドライン作成に携ったメンバー等で構成された委員会であり、第三者委員会等の調査報告書を格付することにより、調査に規律をもたらし、第三者委員会及びその報告書に対する社会的信用を高めることを目的としている。第三者委員会報告書格付け委員会のホームページ参照）が行っている第三者委員会の報告書の格付においては、これまでに格付の対象となった九つの第三者委員会の報告書のうち、五つの報告書について、1名又は複数名の委員からF（内容が著しく劣り、評価に値しない報告書）と評価されている（詳細については、第三者委員会報告書格付け委員会のホームページ参照）。また、上場会社における不祥事対応の中には、原因究明が不十分であるケース、調査体制に十分な客觀性や中立性が備わっていないケース、情報開示が迅速かつ的確に行われていないケースなどが見受けられるという指摘もある（取引所1頁）。

なお、このような状況を踏まえ、日本取引所自主規制法人は、平成28年2月24日付で、不祥事に直面した上場会社に強く期待される対応や行動に関する原則として、「上場会社における不祥事対応のプリンシップル」（以下「プリンシップル」という。）を公表している。プリンシップルでは、事実認定を確実に行い根本的な原因を解明するよう努めること（プリンシップル①）、情報開示を必要に即し迅速かつ的確に行い透明性の確保に努めること（プリンシップル④）などが定められているものの、プリンシップルは、法令や取引所規則等のルールとは異なり、上場会社を一律に拘束するものではないとされている（取引所1頁）。

3 会社が資料を任意に開示しない場合の手段

会社が資料を任意に開示しない場合には、株主は、会社法上の各種書類の閲覧等請求権、民事訴訟法上の文書提出命令制度（同法第220条）などを利用することが必要となる。

ただし、会社法上の各種書類の閲覧等請求権についてみると、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧等請求権は少数株主権とされており（会社法第433条）、取締役会議事録に該当しない内部の意思決定に関する資料（稟議書等）についてはそもそも株主に閲覧等請求権は与えられていない。

また、民事訴訟法上の文書提出命令制度についてみても、株主が株主代表訴訟に係る訴えを会社のために提起しているという点は「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」（以下「自己利用文書」という。同法第220条第4号ニ）の該当性的判断に当たり考慮されない（株主代表訴訟であるからという理由で株主と会社が

同一視されるものではない)と解釈されており(最決平成12年12月14日民集54巻9号2709頁。笠井審理418頁も参照。), 例えは、金融機関の貸出稟議書については、自己利用文書として文書提出義務が認められることはほとんどあり得ないとする指摘がある(山本ほか158頁, 159頁〔伊藤尚〕)。なお、頓挫したMBOの検討資料として作成された資料等が自己利用文書に該当しないとして文書提出義務を認めた裁判例がある(神戸地決平成24年5月8日金判1395号40頁)。ただし、当該裁判例においては、代表取締役らによるMBOに係る会社の意思形成過程への不適切な介入行為が調査報告書等の公表により明らかとされたという特殊な事情があったのである、その射程は限定的に捉えるべきであるという指摘がある(北川115頁)。

その他、会計帳簿、計算書類及びその付属明細書についての会社法上の提出命令(会社法第434条、第443条)も、訴訟の当事者でない者に対しては発することができないことから、訴訟の当事者ではない会社に対しては当該提出命令を発することができない。

4 会社法の規律の見直しの要否

株主代表訴訟において、株主が証拠収集をすることには相当な困難が予想されるという指摘がある(田中数字88頁脚注26)。もっとも、強力な証拠収集の権限を株主に与えることについては、それが濫用される危険性についての懸念があり得る。また、正当な権限の行使かどうかを裁判所に判断させることについても、紛争を長期化させる可能性があるなどの懸念もあり得る。そのため、会社法の規律の見直しの要否については、慎重に検討する必要がある(第1回議事要旨5頁参照)。

あり得る検討事項としては、例えば、不提訴理由通知の記載事項を見直し、責任又は義務の有無の判断に關係する資料の標目が広く不提訴理由通知の記載事項に含まれることを明確にすることなどが考え得る。

なお、これまで、株主による証拠収集権限に関しては、①会計帳簿閲覧等請求権(同法第433条第1項)や業務及び財産の状況を調査するための検査役選任申立権(同法第358条第1項)を単独株主権とした上で、権利行使の段階で裁判所が正当な権利行使かどうかを審査すること、②取締役の責任に関して会社が所持する文書について、裁判所が、当事者の申立てにより又は職權で、会社に対して提出を命じることができるようすることなどが提案されている(会社法制定前のものであるが、中島11頁、岩原132頁、代表訴訟研究会改正法案23頁)。

なお、会社法制定後のものとして、川嶋74頁、75頁も参照。)。

第2 補助参加

会社補償の議論等を踏まえ、補助参加に関する会社法の規律の在り方について、どのように考えるか。

(補足説明)

会社法制定前においては、会社が被告に補助参加しようとする場合には、補助参加

の利益（民事訴訟法第42条）が必要とされていたが、会社法は、会社が当事者の一方を補助するために訴訟に参加することができると定め（会社法第849条第1項）、会社は、補助参加の利益を必要とせずに被告側へ補助参加することができるものとされた（相澤一問一答252頁）。ただし、補助参加の利益は会社法制定後にも必要であるという見解もある（例えば、笠井参加148頁等）。監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社が、被告である取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）等の側に補助参加する場合には、各監査役、各監査等委員又は各監査委員の同意を得なければならない（同条第3項）。

会社による被告への補助参加は、被告の防御のために必要な訴訟活動を、会社が自らの費用で行うという側面があり、その意味においては被告の訴訟活動に要した費用を会社が補償する会社補償と実質的に大きく変わらないという評価も可能である。したがって、会社による被告への補助参加が許容される場合と、争訟費用についての会社補償が許容される場合との整合性について検討する必要があるという指摘があった（第2回議事要旨7頁。なお、補助参加の問題と会社補償一般の問題を統一的に解決すべきことを示唆する指摘として、神田ほか25頁〔神田発言〕もある。）。なお、両者の手続要件及び実体要件は概略以下のとおりである。

(※1)	手續要件	実体要件
被告である取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）側への補助参加	①利益相反取引に関する取締役会決議（会社法第365条第1項等）（※2） ②各監査役等の同意（会社法第850条第3項）	-
争訟費用についての取締役への会社補償（※3）	①利益相反の観点からの取締役会決議（※4） ②社外取締役が過半数を占める任意の委員会の同意又は社外取締役全員の同意 ③補償契約の締結	悪意又は重過失がないこと。

(※1) 取締役会設置会社である監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社を前提としている。

(※2) 会社法セミナー196頁〔浜田発言〕等参照。ただし、常に必要となるかについては異論もあり得る（会社法セミナー199頁〔江頭発言〕参照）。

(※3) 在り方研究会指針において一例として示されたもの（在り方研究会指針9頁以下）を記載している。

(※4) 補償すること等は職務執行のための費用の支給であり、利益相反取引に関する取締役会決議は不要であるとの考え方もあるが、利益相反類似の関係にあることから生じ得る懸念に対応する必要があることを考慮して、取締役会決議による承認を得ておくことが考えられる（在り方研究会指針9頁脚注18）。

第3 訴訟上の和解

会社又は株主による責任追及等の訴えにおける訴訟上の和解に関し、会社法の規律の見直しの要否について、どのように考えるか。

(注1) 和解内容について会社による株主への通知又は公告を要求すべきという指摘などがある。

(注2) 訴訟上の和解に関して会社において必要な手続については解釈の定まつていない点等がある。

(補足説明)

1 和解内容の通知又は公告

責任追及等の訴えにおいて訴訟上の和解をする場合には、役員等の責任免除のための総株主の同意は不要とされている（会社法第850条第4項）。ただし、会社が当該訴訟上の和解についての「和解の当事者」（和解の利害関係人を含む。類型別307頁）でない場合には、会社の承認がなければ当該訴訟上の和解について民事訴訟法第267条は適用されず（同条第1項），当該訴訟上の和解の内容に会社は拘束されない。なお、会社が当該訴訟上の和解についての「和解の当事者」ではない場合には、裁判所は、会社に対して当該訴訟上の和解の内容を通知し、かつ、異議があるときは二週間以内に異議を述べるべき旨を催告しなければならず（同条第2項），会社が異議を述べなかつたときは、当該訴訟上の和解について承認したものとみなされる（同条第3項）。

訴訟上の和解の場合に限って総株主の同意を不要としている理由については、①訴えの提起時の会社による公告又は通知（会社法第849条第5項）により株主に訴訟参加の機会が保障されており株主は訴訟に参加することで和解の成立を拒むことができること、②再審の訴えによる救済もあり得ることから総株主の同意を要しないとしても問題がないことが挙げられている（太田ほか160頁から162頁まで参照）。

しかし、会社法第849条の公告又は通知では、原告である株主以外の株主に和解内容を知る機会が与えられておらず、裁判所の和解内容への監督も事実上の期待にすぎないから、訴訟上の和解に限って総株主の同意を要しないことについては合理性がないという指摘がある（田中ジュリ36頁、37頁参照）。そのため、立法論として、和解内容についての株主への通知又は公告を要求することが提唱されている（岩原132頁）。

2 訴訟上の和解に関して会社において必要な手続

取り分け、監査役設置会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社における、取締役（監査等委員及び監査委員である取締役を除く。後記(1)及び(2)において同じ。）の責任を追及する訴えに係る訴訟における訴訟上の和解に関して会社において必要な手続については、後記(1)及び(2)のとおり解釈の定まつていない点等が存在する。なお、後記(1)及び(2)の概略をまとめたものが、後記の表である。

(1) 会社が「和解の当事者」（会社法第850条第1項）でない場合

会社法第850条第2項に基づき会社が訴訟上の和解に異議を述べる場合には、当該和解内容の通知を受ける代表権を有する者が異議を述べることができるものと解されている（類型別308頁）。そのため、取締役の責任を追及する訴えに係る訴訟の場合には、監査役設置会社においては監査役、監査等委員会設置会社においては監査等委員、指名委員会等設置会社においては監査委員が異議を述べることができることとなる（会社法第386条第2項第2号、第399条の7第5項第2号、第408条第5項第2号）。監査役設置会社においては、各監査役が異議を述べることができると解されているものの（会社法セミナー168頁〔江頭発言〕）、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社において、各監査等委員及び各監査委員が異議を述べができるのか否かについては議論がある（会社法セミナー172頁から178頁まで参照）。

(2) 会社が「和解の当事者」（会社法第850条第1項）である場合

ア 会社が原告として訴訟上の和解をする場合

会社が原告である責任追及等の訴えに係る訴訟において、会社が訴訟上の和解をする場合には、当該訴訟を代表している者が和解についても会社を代表すると解する（田中ジュリ36頁脚注30）ことについては、余り異論は見られない。そのため、この解釈に従うと、取締役に対する責任を追及する訴えに係る訴訟の場合には、監査役設置会社においては監査役、監査等委員会設置会社においては監査等委員会が選定する監査等委員、指名委員会等設置会社においては監査委員が選定する監査委員が、それぞれ和解について会社を代表する者（会社法第386条第1項第1号、第399条の7第1項第2号、第408条第1項第2号）ということになるが、この場合における訴訟上の和解について、訴訟を代表していない監査役、監査等委員又は監査委員の同意に関する規定は存在しない。

イ 会社が利害関係人又は被告側の補助参加人として訴訟上の和解をする場合

取締役に対する責任を追及する訴えに係る訴訟において、利害関係人又は被告側の補助参加人として訴訟上の和解をする場合の会社の代表者については、①規定がないことから、代表取締役であるとした上で、監査役等の同意が必要であるとする見解（大系4巻450頁〔松山昇平=門口正人〕）や、②監査役等であるとする見解（小林=近藤149頁〔中島弘雄〕）などがある。

また、補助参加人として訴訟上の和解をする場合の会社は「和解の当事者」（会社法第850条第1項）に該当せず、裁判所による同条第2項の通知及び催告が必要であるとする見解もある（浜田ほか772頁〔市原義孝〕）。

(※1)		
会社が「和解の当事者」(会社法第850条第1項)でない場合	会社が「和解の当事者」(会社法第850条第1項)である場合	
	原告として和解する場合	利害関係人又は被告側の補助参加人(※2)として和解する場合
監査役設置会社においては各監査役が異議を述べる権限を有しているが、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社において各監査等委員及び各監査委員が異議を述べる権限を有しているかについては解釈が定まっていない。	訴訟の代表権者(監査役等)が代表すると解されるが、訴訟を代表していない監査役等の同意についての規定は存在しない。	①代表取締役が和解を代表するとした上で監査役等の同意が必要であるという見解や、②監査役等が和解を代表するという見解などがある。

(※1) 監査役設置会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社における、取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)に対する責任を追及する訴えに係る訴訟であることを前提としている。

(※2) 被告側の補助参加人として和解をする場合には、会社は「和解の当事者」(会社法第850条第1項)に該当せず、裁判所による同条第2項に定める通知及び催告が必要であるとする見解がある。

第4 会社の利益にならない訴訟

会社の利益に反する株主代表訴訟に対して、立法による措置が必要であるという指摘があるが、このような指摘について、どのように考えるか。また、仮に、立法による措置が必要であるという場合には、どのような措置が考えられるか。

(注1) 「会社の利益に反する株主代表訴訟」とは、会社法第847条第1項ただし書の適用がないが、株主代表訴訟に係る訴えの提起等が会社の利益に反する場合を想定している。

(注2) 実際には、立法による措置を必要とするほどに会社の利益に反する株主代表訴訟は存在しないという指摘がある。

(補足説明)

1 立法による措置の必要性について

(1) 会社が取締役の責任を追及することを怠る可能性があるため、会社法は、個々の株主に株主代表訴訟に係る訴えを提起する権利を認めている(会社法第847条)。しかし、①株主に自ら又は第三者の不正な利益を図る目的や株式会社を害する目的がある場合や、②株主にそのような目的がなくとも、勝訴時に最終的に取締役から回収することができる額、勝訴確率、会社が最終的に負担することになるコスト、経営者への影響(経営の萎縮効果)等を総合勘案すると株主代表訴訟に係る訴えの提起及び株主代表訴訟の係属が会社の利益に反するというべき場合がある(藤田42頁参照)。

会社法は、①の場合に該当する株主代表訴訟については制限することとしてい

るもの（会社法第847条第1項ただし書），②の場合に該当する株主代表訴訟については，特段制限するような仕組みを用意していない（藤田44頁参照）。そこで，②の場合に該当する株主代表訴訟について制限する方策を検討することの必要性を指摘する見解がある（藤田58頁，59頁，加藤350頁，351頁，在り方研究会指針13頁脚注31）。

他方で，立法により新たに株主代表訴訟を制限することについては，会社の利益に反する株主代表訴訟は現実には問題となっておらず，数少ない濫用的な訴訟を意識するあまり，多くの正常な株主代表訴訟に係る訴えの提起までをも妨げてしまうのではないかという指摘（高橋陽一188頁。前田44頁も参照。）がある。また，我が国においては，社外取締役が少ないと，株式の持合いや安定株主等のために資本市場による規律付けが弱いこと，機関投資家の活動がさほど活発ではないこと，SECと比較して証券取引等監視委員会の権限が弱いこと，クラスアクション制度が存在しないことなど，アメリカと比較して株主代表訴訟以外の手段による規律付けの仕組みが弱いとして，適切なコーポレート・ガバナンスの実現に当たり，株主代表訴訟に期待される役割が相対的に大きいという指摘もある（高橋陽一163頁，164頁）。

- (2) 平成8年以降の全国の地方裁判所における株主代表訴訟の新受件数及び既済件数は，参考資料10のとおりである（平成19年から平成22年までに全国の地方裁判所で既済となった株主代表訴訟の終局区分の状況については，福井73頁）。なお，株主代表訴訟の傾向として，①株主代表訴訟は小規模閉鎖会社における親族間の紛争等に端を発して訴えが提起されるものと大規模会社の不祥事等に関連して訴えが提起されるものとに大別されること，②小規模閉鎖会社の株主代表訴訟は，会社の支配権等を巡る対立等から，それまでは関係者が全く問題としていたかった取引や手続の不備等を問題にするなどして訴えが提起されるものであり，係属する株主代表訴訟のうちのかなりの部分を占めていること，③大規模会社の株主代表訴訟は，不正な会計処理や独占禁止法違反行為，贈賄等の発覚を契機にして訴えが提起されるほか，政治献金等に対する会社の姿勢を問う市民運動の一環として訴えが提起されることが多いことなどが指摘されている（平成24年当時のものであるが，福井74頁）。ただし，いずれにしても，株主代表訴訟の中に，会社の利益に反する株主代表訴訟がどの程度の割合で存在しているかを検証することは容易ではない。

もっとも，株主代表訴訟に係る訴えの提起は必ずしも株価の上昇をもたらさないという研究結果（福田，West）があることを踏まえ，これらの研究においては株主代表訴訟の存在がもたらす取締役の規律付けの効果（違法抑止効果）等は無視されると指摘しつつも，株主代表訴訟の中には（取締役の規律付けの効果を勘案しても）早期に終結すべきものが少なからず含まれている可能性が否定できないとする見解がある（藤田58頁脚注53）。

また，機関投資家に対して実施されたアンケート調査においては，株主代表訴訟を「経営に緊張をもたらし，会社・株主の利益となる」という回答が7割を超

える結果となったが（東大13頁），他方で，企業及び機関投資家のそれぞれに対して実施されたアンケート調査においては，企業と機関投資家が株主代表訴訟を否定的に評価する際に挙げる理由として「理由のない訴訟により役員や会社に負担がかかる」という見解に賛同するものが多いという結果となった（宮島ほか14頁）ことを踏まえ，これらの結果は，我が国では株主代表訴訟を会社経営者の規律手段として重視してきたこと，他方で，我が国では原告株主の利益と会社の利益が乖離することへの対応が不十分であるために会社の利益にならない株主代表訴訟に係る訴えが提起される可能性が高いという構造的問題が存在していることをよく示していると評価する見解もある（加藤350頁）。

- (3) なお，第162回国会に提出された会社法案には「責任追及等の訴えにより当該株式会社の正当な利益が著しく害されること，当該株式会社が過大な費用を負担することとなることその他これに準ずる事態が生ずることが相当の確実さをもって予測される場合」に株主は提訴請求をすることができないという規定が設けられ（修正前の第162回国会提出会社法案847条第1項第2号），会社の利益に反する株主代表訴訟に係る訴えの提起を認めないこととすることが予定されていた。同号は，被告があいまいな損害を主張して，この規定による訴え却下を求めることができないよう文言を厳格にしていたが，衆議院において，その文言がなお曖昧であり株主代表訴訟を不当に制限するおそれがあるという批判が続出し，削除されたという経緯がある（相澤一問一答244頁，245頁）。

2 立法による措置の内容について

仮に，会社の利益に反する株主代表訴訟を制限する措置を立法により設けるとした場合には，どのような措置が考えられるか。

(1) 株主代表訴訟に係る訴えの提起権を少数株主権とすること

濫訴を効果的に防ぐには，訴訟委員会の制度よりも単純に株主代表訴訟に係る訴えの提起権を少数株主権とする方が現実的であるという指摘がある（田中ほか93頁〔田中発言〕。ただし，株主代表訴訟に係る訴えの提起権を少数株主権とすべきか否かについての結論は留保している。）。

しかし，株主代表訴訟に係る訴えの提起権を少数株主権とすることについては，上場会社においては，一般株主による提訴の現実的な可能性が大きく減殺されてしまうことを懸念する指摘がある（代表訴訟研究会骨子9頁）。なお，会社法上の少数株主権には株式数や議決権数の要件が定められているところ（会社法第433条等参照），我が国の上場会社のうち時価総額が100億円を超えている会社は，概ね1600～1700社程度存在しており（参考資料11参照），また，本研究会第6回国議において，委員から，現状の各上場会社の投資単位について確認したところその平均値は21万7千円であり，その中央値は13万2千円であったという発言があった。

(2) 訴訟委員会制度

ア 米国に倣って，独立性の担保された会社の機関が，株主代表訴訟の係属が会社の利益に反すると判断する場合に，裁判所が，当該株主代表訴訟に係る訴え

を却下することができる仕組み（いわゆる「訴訟委員会制度」）を設けることについて、これまでの会社法制の改正に際しても検討項目として取り上げられているところではあるが（例えば、法制審議会会社法（現代化関係）部会第16回会議議事録参照），最近では、特に社外取締役の機能促進の観点からもその導入の必要性を示唆する見解がある（在り方研究会指針13頁，神田＝武井98頁〔武井発言〕）。

訴訟委員会制度をどのような法的枠組みで導入するかについては、様々なものが考えられるが、訴訟委員会が公正かつ誠実に実施した調査結果を裁判所が一定の範囲で尊重する仕組みを設けることで、会社における充実した調査を促す効果を期待することができるという考え方がある（高橋均37頁参照）。また、訴訟委員会の構成員として社外取締役であることを要求する場合には、社外取締役の選任を促す効果も期待することができるという考え方もあり得る。

ただし、訴訟委員会制度の導入に対しては、①訴訟委員会には構造上のバイアスがあり、その判断の公正性について疑念がある（法制審議会会社法（現代化関係）部会第16回会議議事録），②訴訟委員会制度を導入することは、役員等の責任の免除制度の趣旨と整合しない（同議事録），③訴訟委員会制度を導入したとしても取締役の責任の有無を全く審理せずに訴訟を終了することにはならないであろうから、訴訟委員会の独立性等を争う手続が加わることは、訴訟を長引かせる原因になりこそすれ、迅速に終了させることには役立たない（江頭要綱案解説17頁注8），④監視義務を比較的広く認め、かつ、取締役間の連帶責任を法定する我が国の法制の下では、責任追及の原因となっている行為時に取締役でなかった者でないと、訴訟委員会を構成する者として十分な独立性を有しないと解される可能性が高い（弥永343頁，344頁），⑤訴訟委員会による調査に要する費用が多額に上る場合に、そのような費用を会社が負担することが日本の会社の株主の合理的意思に合致しているか問題である（弥永344頁），⑥社外取締役が過半数を占める委員会が決議すれば株主代表訴訟に係る訴えは却下されといつた形式的なルールを入れることは、我が国の社外取締役の要件や現実の選任の在り方を見る限り弊害が大きい（藤田59頁脚注56）などといった否定的な指摘がある。

イ 仮に、訴訟委員会制度の導入を検討する際には、構成員の資格として何を要求すべきか、訴訟委員会の判断はどの程度裁判所の判断に影響を与えるものとすべきかなどを検討する必要がある。

構成員の資格についていえば、例えば、社外取締役であればよいとすべきか、それ以上の独立性や能力などの実質的な要件を必要とすべきか、会社外部の者でもよいとすべきかなどを検討する必要がある。例えば、単に社外取締役であればよいとするなど、実質的な要件を重視しない場合には、そのような要件しか満たしていない委員で構成されている訴訟委員会の判断を裁判所が尊重することへの懸念は大きくなる（前記⑥の批判参照）一方で、実質的な要件を重視する場合には、訴訟において訴訟委員会の各委員がそのような要件を満たして

いるかについて審査する必要が生ずる結果、訴訟が長期化してしまうという懸念（前記③の批判参照）や、そのような実質的な要件を満たす人材を確保することができるのかという懸念（前記④の批判参照）があり得る。

また、訴訟委員会の判断はどの程度裁判所の判断に影響を与えるものとすべきかという点についても、構成員の資格要件を踏まえ、その判断について裁判所がどこまで尊重することが望ましいかという観点から検討する必要があると思われる。米国においても、訴訟委員会の判断をどの程度尊重するかについては、必ずしも各州において統一されていないようである（ミルハウプト126頁、127頁）。

(3) その他

上記のほか、経営者の判断が尊重されてよい責任を類型化できるのであれば、そのような責任類型に限り、株主代表訴訟に係る訴えの提起の手続を厳格にすることが検討されてもよいという指摘がある（加藤350頁、351頁）。

会社法研究会資料8（代表訴訟）参考文献一覧
(太字ゴシック体は略称を示す)

- 株主**代表訴訟制度研究会**「株主代表訴訟に関する自民党の商法等改正試案**骨子**に対する意見」商事1471号(1997)2頁
- 中島弘雅「民事手続法の観点からみた株主代表訴訟」ジュリ1191号(2000)9頁
- 福田光男「株主代表訴訟はコーポレート・ガバナンスの手段として有効か」小佐野広=本多雄三編『現代の金融と政策』(日本評論社, 2000)347頁
- 岩原紳作「株主代表訴訟」ジュリ1206号(2001)122頁
- 株主**代表訴訟制度研究会**「株主代表訴訟および監査役制度に関する商法等**改正法案**に対する意見〔下〕」商事1606号(2001)17頁
- 太田誠一ほか『コーポレート・ガバナンスの商法改正—株主代表訴訟の見直し—』(商事法務, 2002)
- 神田秀樹ほか「企業統治に関する商法改正法の実務への影響」商事1617号(2002)8頁
- 田中亘「取締役の責任軽減・代表訴訟」ジュリ1220号(2002)31頁
- 小林秀之=近藤光男編『新しい株主代表訴訟』(弘文堂, 2003)
- 弥永真生「株主代表訴訟と裁量棄却」落合誠一先生還暦記念『商事法への提言』(商事法務, 2004)325頁
- 江頭憲治郎「『会社法制の現代化に関する要綱案』の解説〔III〕」商事1723号(2005)4頁
- 江頭憲治郎「新会社法による不提訴理由書制度の導入」監査501号(2005)3頁
- 相澤哲編『立案担当者による新・**会社法**の解説』別冊商事295号(2006)
- 相澤哲編『立案担当者による新会社法関係法務**省令**の解説』別冊商事300号(2006)
- 江頭憲治郎ほか編『改正**会社法セミナー【企業統治編】**』(有斐閣, 2006)
- 高橋均「株主代表訴訟における不提訴理由書制度をめぐる今後の課題」商事1756号(2006)34頁
- 江頭憲治郎=門口正人編『会社法**大系 第4巻**』(青林書院, 2008)
- 相澤哲編『一問一答 新・会社法』(商事法務, 改訂版, 2009)
- 笠井正俊「株主代表訴訟における訴訟要件・不提訴理由通知・訴訟**参加**をめぐる問題」民訴55巻(2009)141頁
- カーティス・J・ミルハウプト編『米国会社法』(有斐閣, 2009)
- 山本和彦ほか編『文書提出命令の理論と実務』(民事法研究会, 2010)
- 東京地方裁判所商事研究会編『**類型別**会社訴訟 I』(判例タイムズ社, 第3版, 2011)

- 東京大学社会科学研究所「機関投資家向けコーポレート・ガバナンスに関するアンケート調査 結果報告」(2012)
- 福井章代「会社法施行後の株主代表訴訟の概況」資料版商事334号72頁(2012)
- 前田雅弘「親会社株主の保護」ジュリ1439号(2012)38頁
- 川嶋四郎「株主代表訴訟と文書提出命令」川嶋四郎=中東正文編『会社事件手続法の現代的展開』(日本評論社, 2013) 61頁
- 北川徹「会社の内部資料の自己利用文書該当性—頓挫したMBOに関する株主代表訴訟と文書提出命令」ジュリ1455号(2013) 112頁
- 浜田道代ほか編「【専門訴訟講座⑦】会社訴訟—訴訟・非訟・仮処分—」(民事法研究会, 2013)
- 田中亘ほか「会社法制の今後の課題と展望」商事2000号(2013) 70頁
- 田中亘「取締役の善管注意義務・忠実義務および株主代表訴訟」『数字でわかる会社法』(有斐閣, 2013) 71頁
- 藤田友敬「株主代表訴訟の現代的展開」川嶋四郎=中東正文編『会社事件手続法の現代的展開』(日本評論社, 2013) 41頁
- 宮島英昭ほか「日本型コーポレート・ガバナンスはどこへ向かうのか〔下〕—『日本企業のコーポレート・ガバナンスに関するアンケート』調査から読み解く—」商事2009号(2013) 12頁
- 笠井正俊「責任追及等の訴えの提起前手続と審理手続」神作裕之ほか編『会社裁判にかかる理論の到達点』(商事法務, 2014) 398頁
- 神田秀樹=武井一浩「会社法改正と今後の論点(上) —コーポレート・ガバナンス編—」ビジネス法務14巻4号11頁(2014)
- 加藤貴仁「会社法改正と企業統治 株主代表訴訟を題材にして」田中亘=中林真幸編『企業統治の法と経済 比較制度分析の視点で見るガバナンス』(有斐閣, 2015) 331頁
- コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会『コーポレート・ガバナンスの実践～企業価値向上に向けたインセンティブと改革～』別紙3『法的論点に関する解釈指針』(2015)
- 高橋陽一『多重代表訴訟制度のあり方—必要性と制度設計』(商事法務, 2015)
- 日本取引所自主規制法人『「上場会社における不祥事対応のプリンシップ」の策定について』(2016)
- Mark West, Why Shareholder Sue: The Evidence From Japan, 30 J Legal Stud. 351 (2001)
- 第三者委員会報告書格付け委員会のホームページ (<http://www.rating-tpcr.net>)